

第3章 予防事務質疑応答

第1節 一般事項

第1 防火対象物の指定

問1 一般住宅の取扱いで、第41号通達2、(3)の「おおむね等しい場合」とはどういうことか。

答 一般住宅の床面積の合計が令別表対象物の床面積の合計より小さい場合で、一般住宅の床面積の合計と令別表対象物の床面積の合計の差が20%以内の場合をいう。★

(参考)

令別表対象物	住宅
60m ²	40m ²

令別表対象物が60m²の場合の差20%は12m²。したがって住宅は、48m²未満であれば令別表対象物に吸収される。

※ 計算については、次問例図2のとおり住宅部分の床面積の合計が令別表対象物の床面積の合計の80%未満であるか否かを基準に考えるとよい。

問2 下図の場合の項の取扱いについて

例図1

(4)	(3) □	住宅
280m ²	100m ²	10m ²

例図2

(15)	
(15)	住 宅
車 庫	

車庫は、住宅と
(15)項の共用

例図3

5F	(15)	100m ²	延べ面積 500m ²
4F	(15)	100m ²	
3F	(15)	100m ²	
2F	(15)	100m ²	
1F	住宅	20m ²	
	(4)	20m ²	(15) 60m ²

答 例図1の場合、(4)項、(3)項□、住宅の(16)項イとなる。この場合、住宅はどちらにも吸収されない。

例図2の場合、車庫は住宅と(15)項に按分吸収する。

住宅が(15)項の80%未満であれば、住宅は(15)項に吸収され、全体(15)項となる。

例図3の場合(15)項460m²は(4)項20m²との合計面積480m²の90%以上でありかつ(4)項が300m²未満であるため(4)項は(15)項に吸収。《(15)項480m²》

住宅は(15)項480m²の80%未満。

住宅は吸収され全体(15)項。★

問3 学習塾等については、昭和48年10月23日付消防予第140号により、令別表第1(7)項の「その他これらに類するもの」に該当するとされているが、その規模等についてご教示願いたい。

答 学習塾等については、第2章第1、第1-2表の(7)項についての補足事項を準用し、占有面積が110m²以上を(7)項として取り扱い、110m²未満を(15)項として取り扱われたい。(昭和48年10月23日付け消防予第140号)

問4 下図の場合、令別表第1の何項に該当するか。

ショールーム 140m ²	事務所 140m ²	整備工場 257m ²
-----------------------------	--------------------------	---------------------------

自動車販売会社で、利用者は同一でなく、ショールームには車3台を展示、事務所は販売、整備工場の事務を利用し、整備工場は納車時の整備調整と外来の民間車検工場として利用している。

答 (1) 物品の販売行為(物品の授受)がある場合

ショールーム(4)項と工場(12)項イの(16)項イ対象物。事務所は按分する。

(2) 物品の販売行為(物品の授受)がない場合

ショールーム(15)項と工場(12)項イの(16)項ロ対象物。事務所は按分する。

問5 手作り弁当等を調理、販売している対象物で下図のような場合、令別表第1の何項に該当するか。

例図1



例図2



答 例図1、例図2とも客だまり部分の面積いかんにかかわらず(4)項として取扱うものとする。

問6 セミナーハウスは、令別表第1の何項に該当するか。

答 (5)項ロとして取り扱われたい。

問7 ローラースケート場は令別表第1の何項に該当するか。

答 (2)項ロに該当する。

問8 宗教法人である修道会の修道院は令別表第1の何項に該当するか。

答 修道院とは、修道士の共同生活の場であり、通常、聖堂、会議場、修道士の居室又は共同寝室、食堂その他の共同生活に必要な諸室を備える建築物をいい、令別表第1の(11)項に該当する。

ただし、聖堂、会議場等がなく、宗教活動のない寄宿舎であれば(5)項ロに該当する。

問9 ビデオレンタル店は令別表第1の何項に該当するかご教示願いたい。

答 販売行為がない場合は、(15)項として取扱う。

販売行為がある場合は、(4)項として取扱う。

問10 牛舎等の取扱いについて

(1) 牛舎、鶏舎、豚舎については(15)項として取り扱っているが、同一敷地にある次の対象物はどのように取り扱うのか。

ア 堆肥舎

イ トラクター舎

また、農業用収納舎は、令別表対象外とする旨の回答があるが、その判定基準はどのようにになっているのか。

答 前段：ア、イとも(15)項として取り扱う。

後段：専業又は兼業農家の収納舎については、規模を問わず令別表対象外とする。

(2) 牛舎等において、暖房のためボイラー等の火気設備又は電気設備を設置した場合、消防用設備等の適用についてはどのように取り扱うのか。

答 設問の場合、周囲の状況や火災発生の危険性等を考慮したうえで、令第32条の規定を適用して差し支えない。

牛舎等の取り扱いについては、次の「国からの質疑通達」を参考にされたい。

●農業用収納舎に対する防火対象物としての取扱いについて

(昭和52年5月23日 消防予第108号)

問 このことについて、専業農家又は兼業農家が穀類等の農産物又はトラクター、コンバイン等の農機具類を収納する収納舎で個人住宅に付設するもの又は別であるものについては、消防法施行令別表第1(13)項又は(14)項に掲げる防火対象物に該当するか、否かご教示願います。

答 設問の農業用収納舎は、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物には該当しない。

●消防法、同施行令及び施行規則に関する執務資料について

(昭和53年9月9日 消防予第179号)

問 次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどうすべきか。

- 1 木造平屋建延べ面積は3, 000m²である。
- 2 屋根及び壁は波型のトタンで仕上げる。
- 3 窓はビニールで張る。
- 4 建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流遮断器を設置する。
- 5 所有は農協で、作業するものは4名程度である。

答 設問の防火対象物は令別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。

なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合他への延焼のおそれが少ないと認められるものにあっては、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

●牛舎等に対する消防用設備の設置について

(昭和54年1月27日 消防予第229号)

問 このことについて、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備をどのように設置すべきかご教示願います。なお、建築物の形態等については次のとおり。

建築物の形態等

- 1 鉄骨造2階建、延べ面積1, 446m²である。
- 2 屋根は大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1階部分（地上3m）は、全面開放で家畜の飼育に使用、2階部分は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。
- 4 和牛125頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上充分考慮され、田園に統いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物の距離は火災予防上充分な距離が保有されている。
- 5 所有者は個人で、作業員は2名程度である。

答 設問の防火対象物は、消防法施行令（以下「令」という。）別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、設問の場合、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

問11 ⇒ (削除)

問12 下図の場合、何項に該当するか。

作業場 150m ²	タイヤ販売店 400m ²
--------------------------	-----------------------------

答 作業場部分が、販売したタイヤの取り付け等にのみ使用される場合は(4)項に、それ以外の車の修理等に使用される場合は(16)項イに該当する。

問13 下図の駐車場部分は何項に該当するか。

駐車場	
"	
"	
"	
パチンコ店	各 1, 000m ²

答 駐車場部分がパチンコ店専用の場合は(2)項ロの従属部分に、時間駐車等でその他の者が利用する場合は(13)項イに該当する。

問 14 2階は清掃用品レンタル会社の配送料用事務所で、1階はその品物を一時的に保管する倉庫である対象物は、何項に該当するか。

答 令別表第1(15)項に該当する。

問 15 ⇒ (削除)

問 16 長屋の取扱いについて

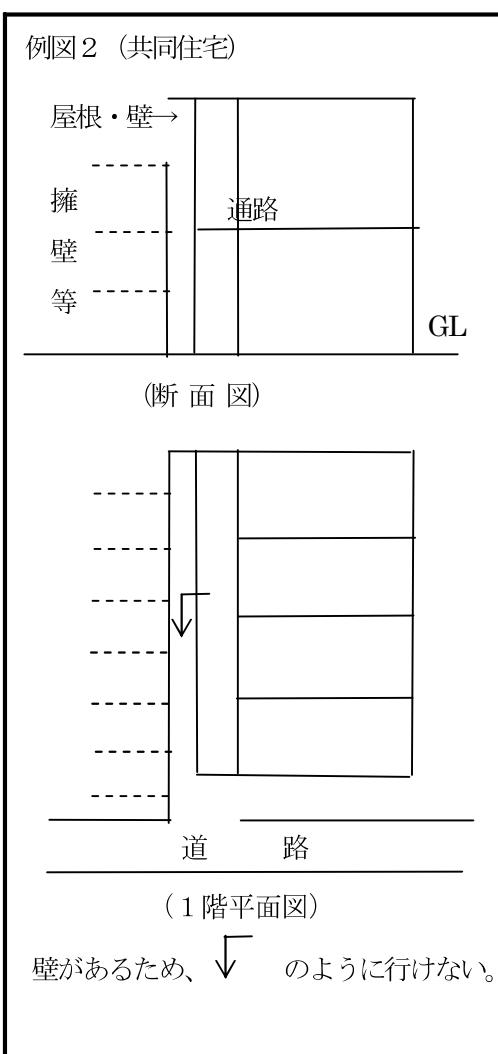
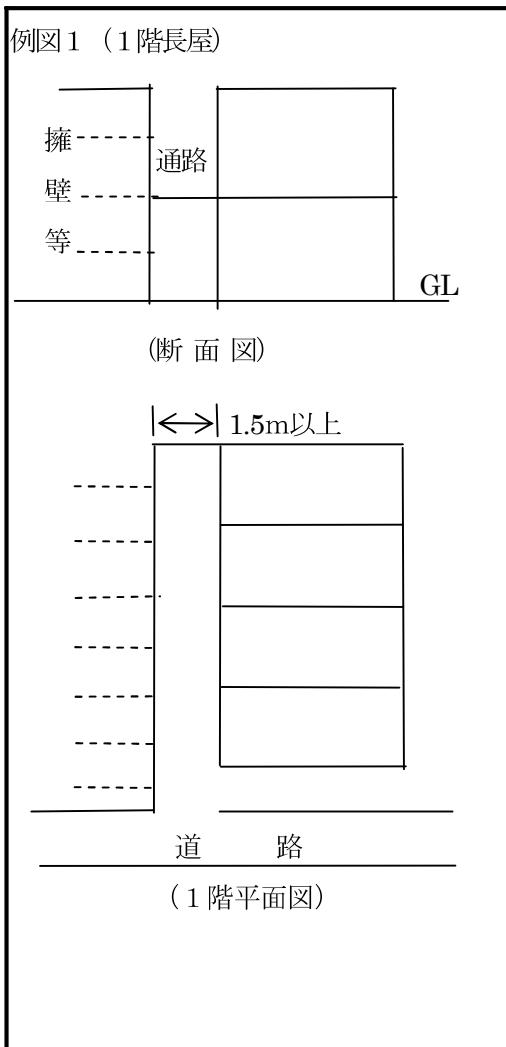
長屋の取扱いについては、同一形態であっても共同住宅として取り扱っている例があるので、次の場合どのように取り扱うかご教示ください。※別添例図1～6

答 例図1、4、6は1階長屋、2階共同住宅の(16)項口とする。

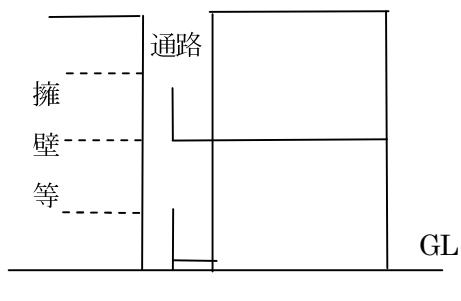
例図2、3、5は共同住宅とする。

ただし、原則として次のように取り扱う。

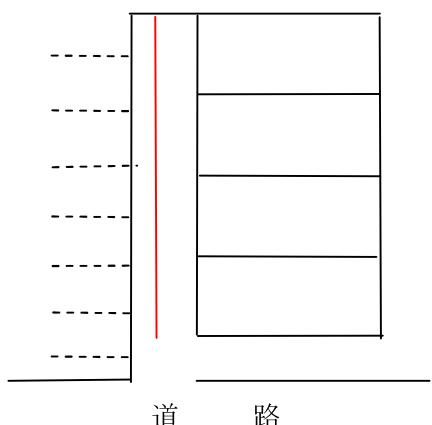
1. 建築構造的な部分（階段、廊下等）を共用する場合は共同住宅とする。
2. 建基法上床面積として算入される部分を共用する場合は共同住宅とする。
3. 通路幅は、1.5m以上とする。（建基令第128条）
なお、1.5m未満の場合は共用部分として取り扱う。



例図3 (共同住宅)



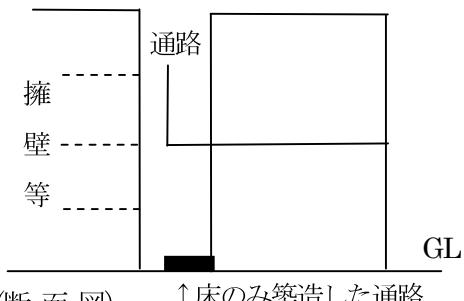
(断面図)



(1階平面図)

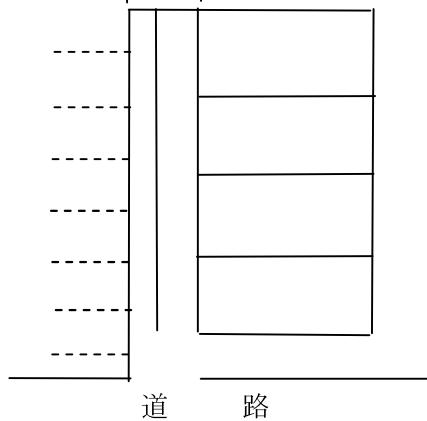
1階通路に手すり等がある。

例図4 (1階長屋)



(断面図) ↑床のみ築造した通路

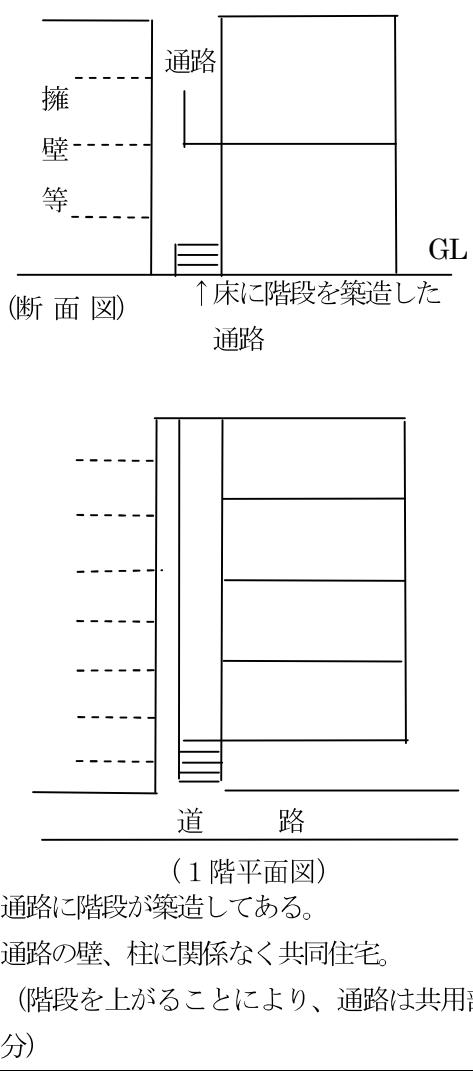
1.5m以上 |↔|



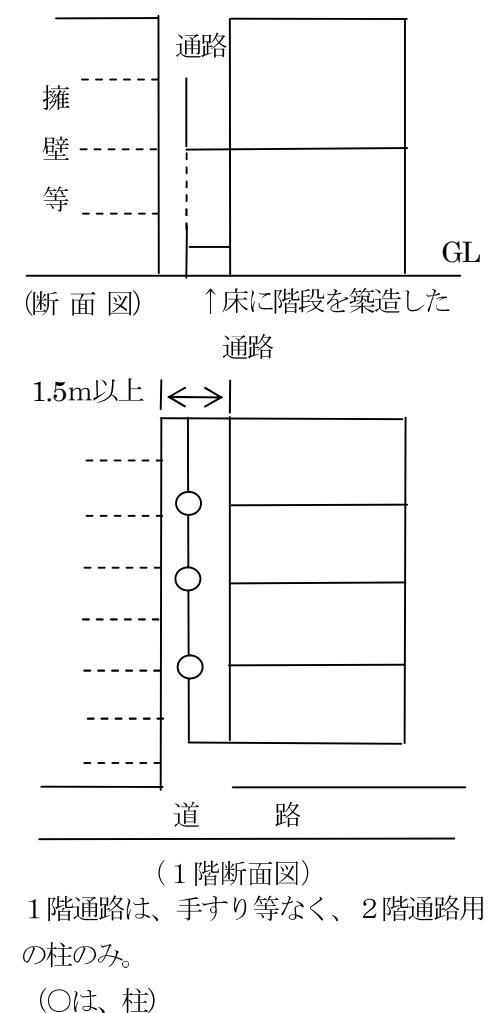
(1階平面図)

長屋の前に通路として建造してある。

例図5 (共同住宅)



例図2 (1階長屋)



以上の取扱いであるが、特殊な形態の場合はそのつど協議するものとする。

問17 地区公民館等の令別表第1の項の取扱いについてご教示願いたい。

答 地区公民館、コミュニティセンター及び地区ふれあいセンター等の取扱いについては、従来令別表第1(1)項口の集会場としてとらえ、小規模（延面積300m²未満、階数2以下等）なものについては令第32条を適用し設備の免除等を行ってきたが、第2章第1「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」第1—2表(1)項口及び(15)項の定義どおり取り扱う。

これらの場合についても、項の取扱いの定義・実態を十分考慮し判断すること。 ★

コミュニティセンターとは（参考）

地域の生活の場における交流の形成と文化活動、集会などの活動拠点の形成を意図した施設。狭義には総務省のモデルコミュニティセンターの指定を受けて設けられた施設。広義には、その類似施設（公民館など）を住民の自主管理などの特徴を持たせてこの名称をつける場合がある。集会場、公民館、図書館、小学校、保育園、体育施設、保健所、店舗、児童公園などの一部の建物と広場や緑地で構成される。（建築大辞典より）

問18 ⇒ (削除)

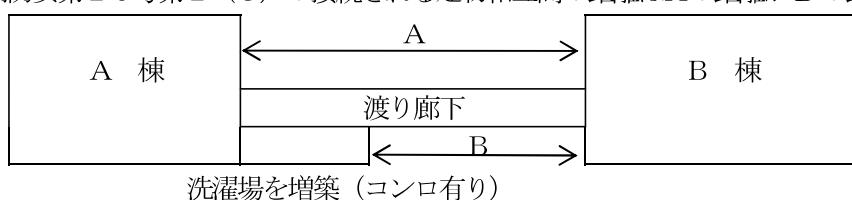
第2 消防用設備等の設置単位

問1 例図の場合、渡り廊下が「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付消防安第26号通達(以下「消防安第26号」という。)) 第2、1に適合し別棟扱いとなる場合、渡り廊下の床面積はA棟B棟に按分しなければならないか。



答 渡り廊下の接続部分に防火戸が設けられている場合は、渡り廊下を独立棟として取扱っても差し支えない。なお、上記防火戸が設けられていない場合は、お見込みのとおり。

問2 消防安第26号第2(3)の接続される建物相互間の距離はAの距離かBの距離か。



答 Bの距離によられたい。

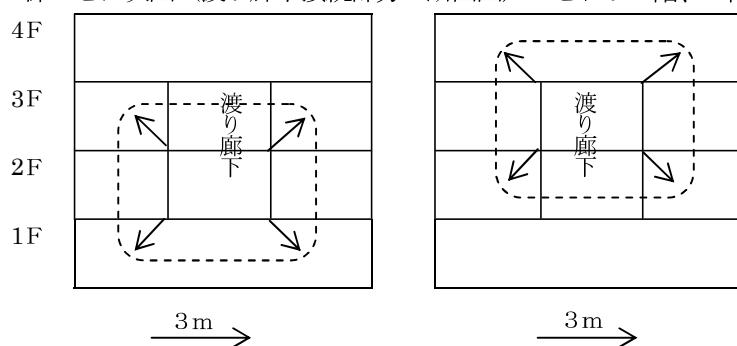
問3 例図の場合、渡り廊下が消防安第26号第2、1に該当し、別棟扱いとなる場合、A棟については「共同住宅の特例基準の適用」を認めて差し支えないか。



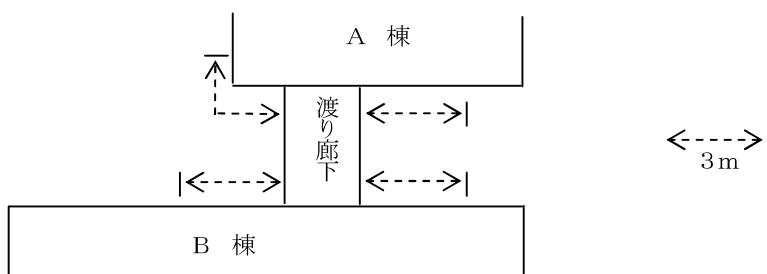
答 お見込みのとおり。

問4 それぞれ4階建ての2棟間において2階及び3階を渡り廊下で接続した場合、消防安第26号第2.1.(3).アの開口部制限の範用をご教示願いたい。

答 棟ごとに次図(渡り廊下接続部分の断面図)のとおり2階、3階それぞれに判定を行う。

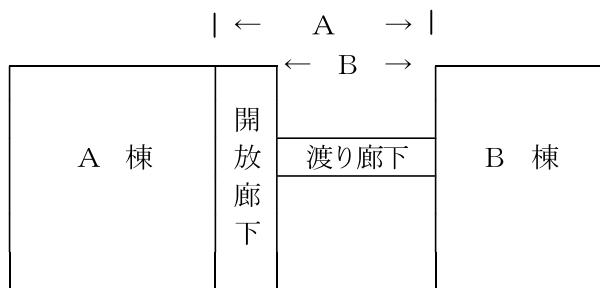


問5 下図（平面図）のように2棟間を渡り廊下で接続した場合の消防安第26号第2. 1. (3). アの開口部制限の範囲を次のように取り扱ってよいか。



答 お見込みのとおり。

問6 次図（平面図）のように渡り廊下が開放廊下等に接続する場合、消防安第26号第2. 1. (3) の建築物相互間の距離はA、Bのどちらの距離か。



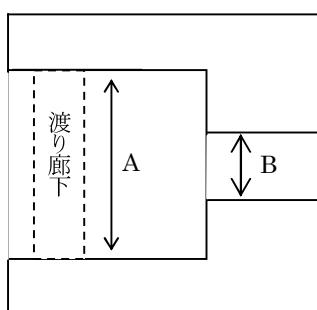
答 Aの距離で取り扱われたい。

● 「消防用設備等の設置単位について」に関する疑義について

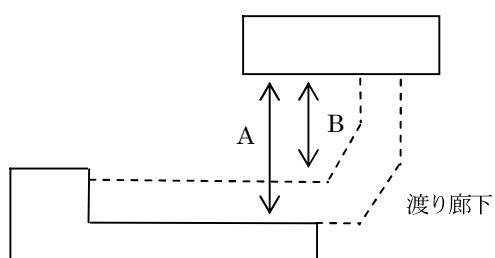
(昭 53.2.21 消防予第 32 号 消防庁予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて)

問 消防用設備等の設置単位について(昭和50年3月5日消防安第26号) 第2、1、(3)に示す建築物相互間の距離の測定を下図のようにAの部分として取り扱ってよいか。

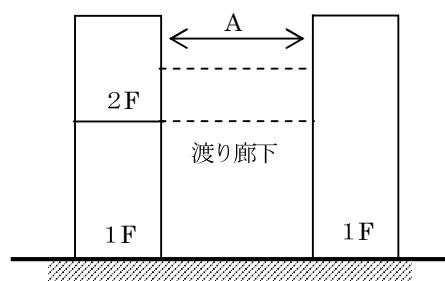
(1)



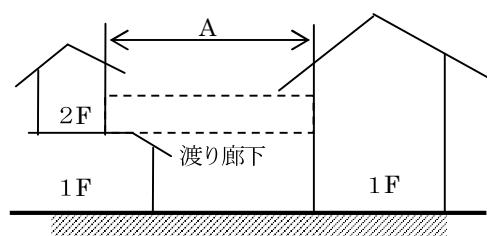
(2)



(3)



(4)

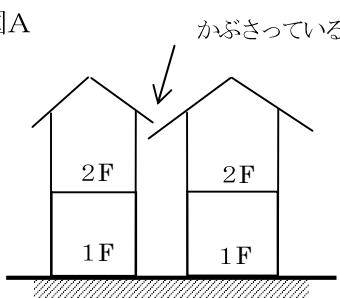


答 設問の場合はいずれもお見込みのとおり。

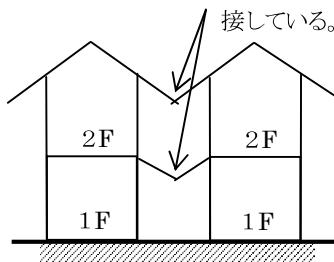
問 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日消防安第26号)(以下「26号通達」という。)に関連してご教示願います。

- (1) 26号通達第1中の「棟」の解釈については、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等建築物の主体的な構造のすべてを独立して具備するものとして解してよいか。
- (2) 下図のような建築物は、26号通達第2中の「(その他これらに類するものを含む。)」に含めてよろしいか。
(ア) 相互の建築物のひさしあるいは屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合(図A参照)で、相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面しているもの。(図B参照)

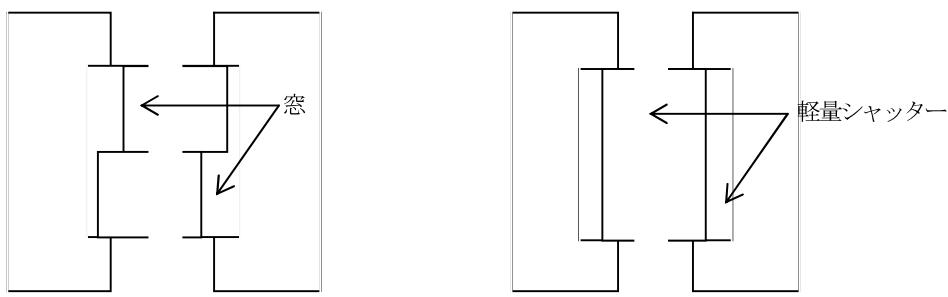
図A



構造的に結合されていないが、接している。

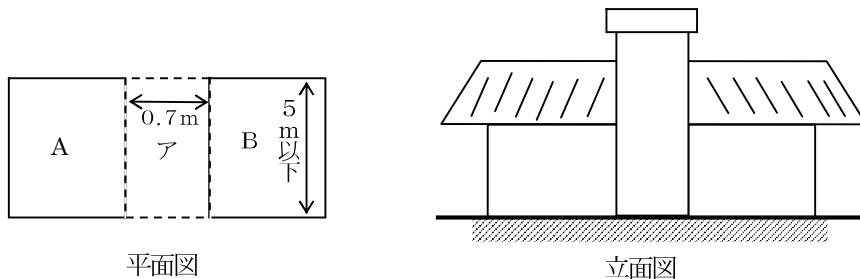


図B



- 答(1) 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付消防安第26号消防庁安全救急課長通達)(以下「26号通達」という。)において「棟」とは、原則として、独立した一の建築物(屋根及び柱若しくは壁を有するもの。以下同じ。)又は、独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいう。
- (2) 設問の場合は建築物相互が構造的に結合されていないので、26号通達第2の「(その他これらに類するものを含む。)」には含まれない。

問 次図のように吹き抜けの開放式の部分で建築物が接続されている場合は、通達第2中の「(その他これらに類するものを含む。)」に含めて考えてよろしいか渡り廊下に含めて考えるとする場合、別棟として取り扱ってさしつかえないか。



(以下、条件)

- A、Bとも防火構造
- 接続部分には双方とも防火戸なし。
- アの部分は、通行又は運搬の用途のみに使用され、かつ、可燃性物品等存置その他通行上の支障がない。

答 前段 通達2中(その他これらに類するものを含む。)に該当する。

後段 設問のA及びBの一方又は、双方の建築物の主要構造部が木造である場合は、別棟として取扱うことはできない。

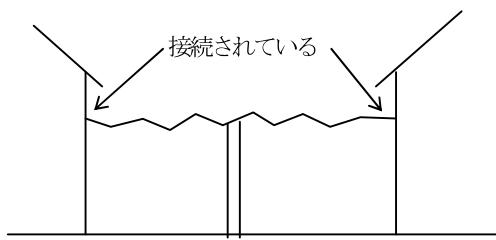
● 渡り廊下の取り扱いについて

(昭53.2.21 消防予第32号 消防庁予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて)

問 渡り廊下の取り扱いについて、ご教示願います。

- (1) 上屋のみの場合渡り廊下とみなされるか。なお、上屋部分の構造は鉄骨、鉄板ぶきである。
- (2) 渡り廊下とみなされる場合、接続される建築物の外壁及び屋根(3m以内の部分)について、耐火構造又

は防火構造で造らなければならないか。



答 (1) 設問の構造のものは吹き抜け構造の渡り廊下に該当する。

(2) 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付消防安第26号) 第2、1、(3)により判断されたい。

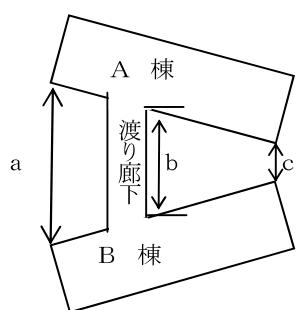
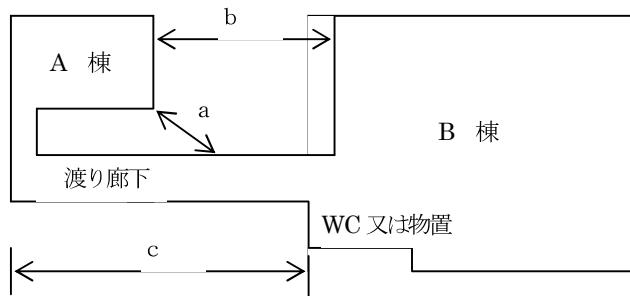
● 消防用設備等の設置単位等について

(昭53.9.9 消防予第174号 消防庁予防救急課長から山形県生活福祉部長あて回答)

(消防用設備等の設置単位及び無窓階の取扱いについて)

問1 消防用設備等の設置単位について

下図の場合a、b、c、いずれの距離で判断するか。



2 政令第11条第2項の倍読み規定の解釈について

- (1) 室内とは、建築基準法でいう居室の室内と解するか。又は屋内のすべての部分をいうか。
- (2) 壁には、簡易間仕切（例えば、飲食店等の天井まで達しない仕切。大広間に設ける移動仕切壁等）も含まれるか。
- (3) 鉄筋コンクリート3階建（延面積4,000m²）の2階店舗部分500m²の一部、呉服売場150m²の天井のみに可燃材（木目合板）を使用した場合（床は畳）に、倍読み規定が適用できるか。また、倍読み

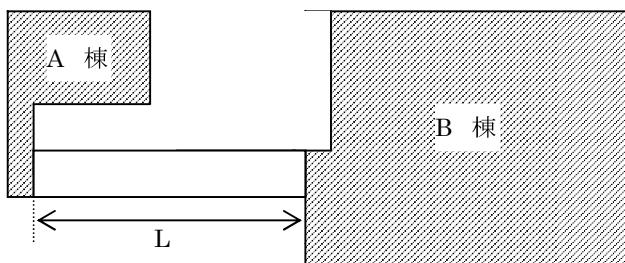
規定を適用する場合、壁及び天井の室内に面する部分の一部にどの程度まで可燃材の使用が認められるか。

3 無窓階の判定について

- (1) 次の開口部は有効な開口部と認められるか。
 - ア 3階に存するクレセント付網入り 10ミリガラス
 - イ 1階に存する壁構造形式のはめごろし線入り 15ミリガラス
 - ウ 3階以上の階に存するはめごろし線入り 15ミリガラス
 - エ 避難階又は避難階段以外の階に存する施錠可能な開閉ハンドル付鉄扉
- (2) 普通ガラスの場合厚さ何ミリまで有効な開口部として認められるか。

答 1 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日消防安第26号消防庁安全救急課長通達) 第二
1、(3) の距離は

- (1) 下図の L による。



- (2) b である。

2 (1) 後段お見込みのとおり

(2) お見込みのとおり

(3) 前段 適用できない。

後段 不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料以外の使用は認められない。

3 (1) ア 「消防法の一部を改正する法律(昭和49年6月1日法律第64号)等に関する質疑応答について」
(昭和50年6月16日消防安第65号) 二、問3、1、(4) によられたい。

イ ウ及びエ いずれも認められない。

(2) ガラスの厚さが6ミリメートル程度までのものは容易に破壊することができるものとして取り扱ってさしつかえない。

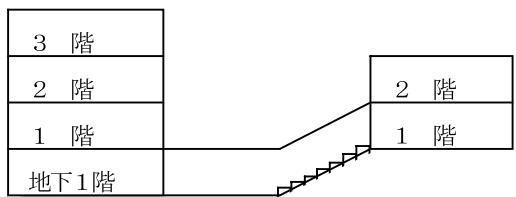
● 地下連絡路の定義等について

(昭50.12.6 消防安第187号 消防庁安全救急課長から山形県生活福祉部長あて回答)

問 昭和50年3月5日付消防安第26号通達「消防用設備等の設置単位について」の運用
にあたり、下記の疑義が生じましたのでご教示願います。

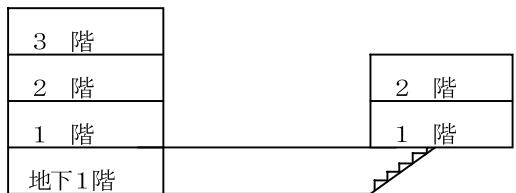
- 1 地下連絡路とは、建築物と建築物が地下通路により接続されるものに限られると解してよいか。
- 2 別図1、2、3の場合も地下連絡路と判断してよいか。

図1



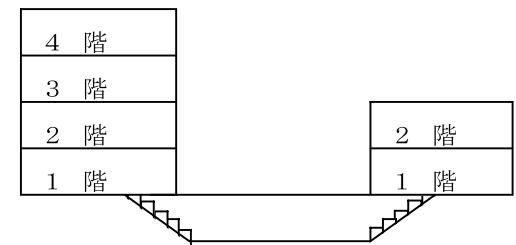
地下1階と1階を接続する場合
(連絡路の天井が途中から地上に露出する)

図2



地下1階と1階を地上で接続する場合

図3



建築物と建築物を地下連絡路で接続する場合

答1 お見込みのとおり。

- 2 お見込みのとおり。なお、図1の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該連絡路の排煙設備は、昭和50年3月5日付消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」消防庁安全救急課長通達2、1（3）ウC aの自然排煙とすることができます。

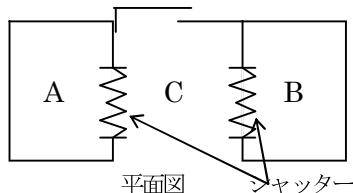
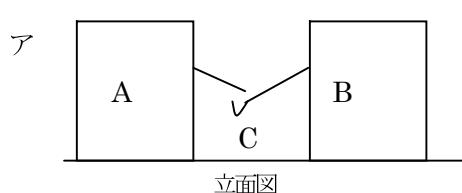
● 消防用設備等の設置単位について

(昭54.9.11 消防予第173号「4」 消防予防救急課長から宮城県総務部長あて回答)

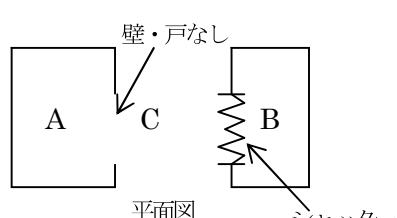
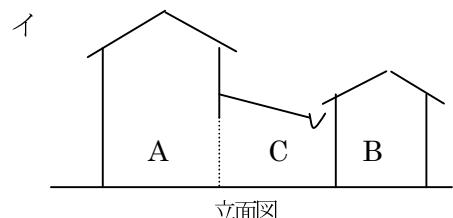
(昭54.10.23 消防予第201号)

問 このことについて、次のとおり取り扱ってさしつかえないか。

(1) 下図の防火対象物は、A、B、Cを合わせて1棟として扱う。

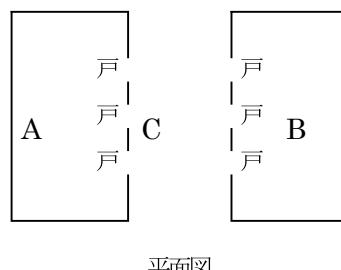
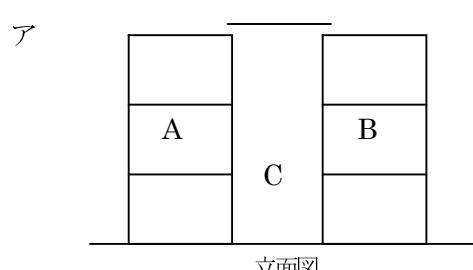


C部分は、貨物の積み下ろし場に使用されている。

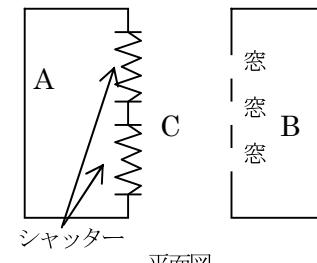
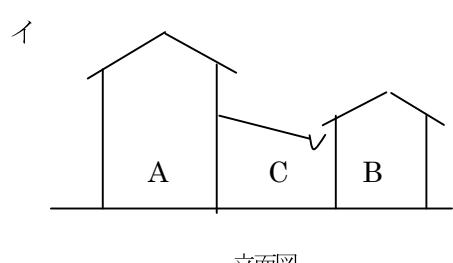


建具製作所で、作業行程上A、C、B部分が関連している。

(2) 下図の防火対象物は、それぞれ別棟として扱う。



C部分はA、B棟に出入する者の通路のみに使用されている。



A、Cは一体として使われている。B、C間は往来できない。

なお、昭和53年2月21日、消防予第32号「消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について」(各都道府県消防主管部長あて)の問2の回答によりますと、(1)ア、イは、いずれもA棟、B棟が別棟になります。しかし、使用実態からして1棟として扱うことが合理的だと思います。

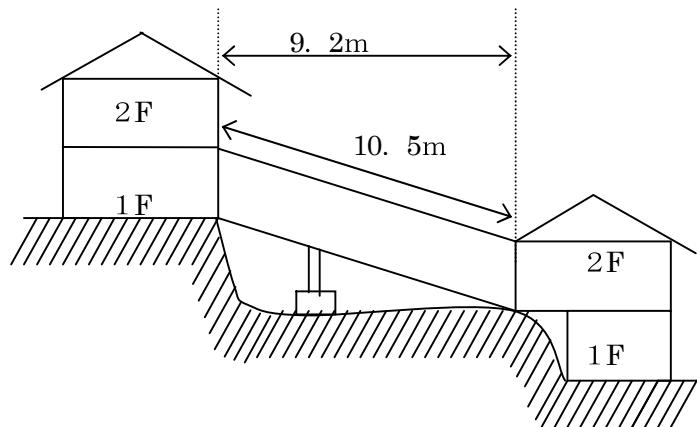
答 (1) 設問の場合1棟として取り扱うことはできない。

(2) さしつかえない。

● 別棟扱いの場合の距離の測定

(昭55.3.12 消防予第37号 [14] 消防庁予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて回答)

問 別棟扱い(昭和50年3月5日付消防安第26号)では、2階以上の階にあっては10mを超えるものとされているが、下図建築物の相互間の距離は水平距離(9.2m)なのか、斜距離(10.5m)なのかご教示ください。



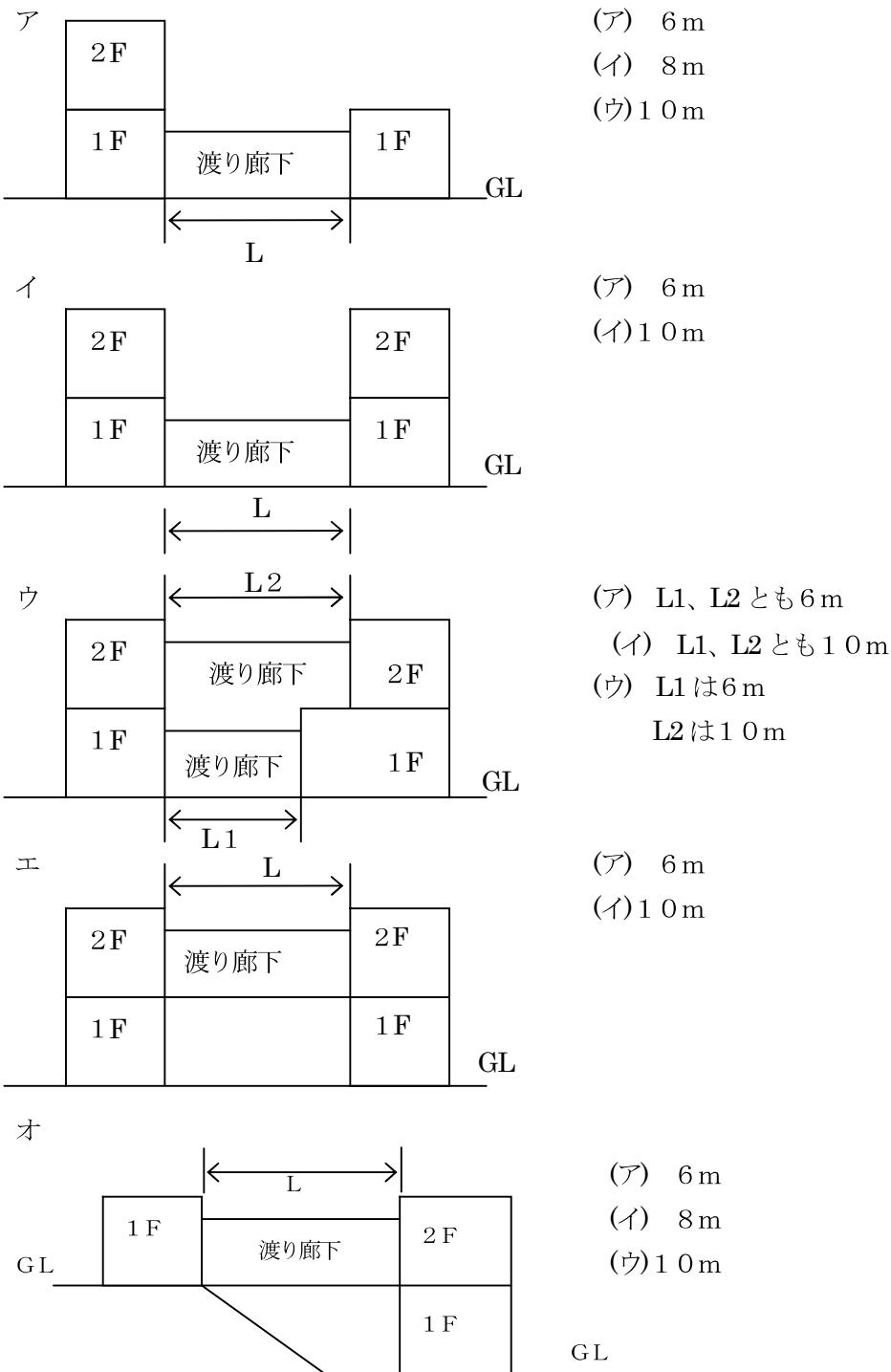
答 建築物相互間の距離は水平距離で測定する。

● 消防用設備等の設置基準及び設置単位に関する疑義について [抄]

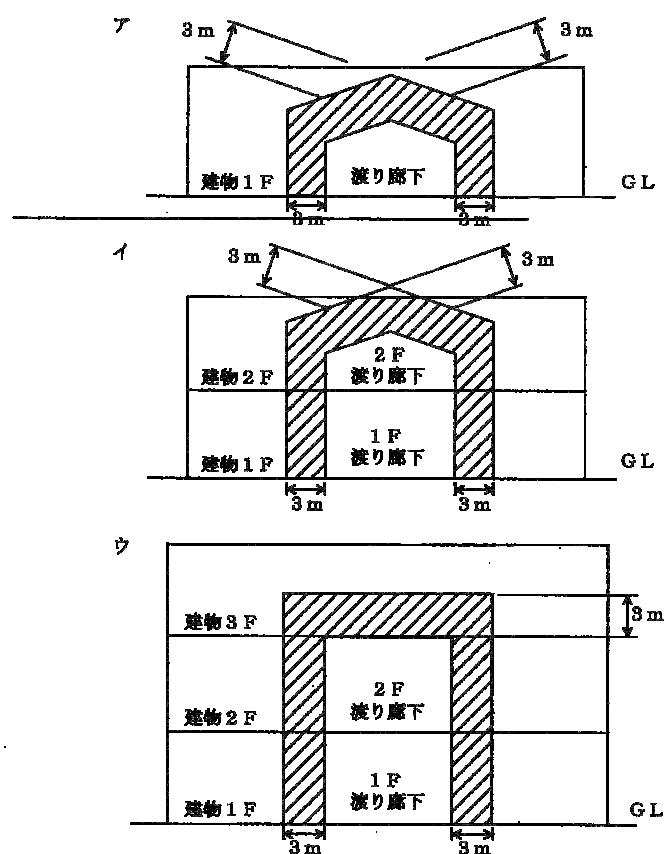
(昭54.10.31 消防予第208号 消防庁予防救急課長から山口県総務部長あて回答)

問3 消防用設備等の設置単位(昭和50年3月5日付消防安第26号、以下「通達」という。)についてご教示願いたい。

(3) 通達中、第2、1、(3)で1階については6m、2階については10mを超えるものであることをされているが、下図のような場合、別棟とみなすには、Lは右側のどの数値を超えることが必要か。



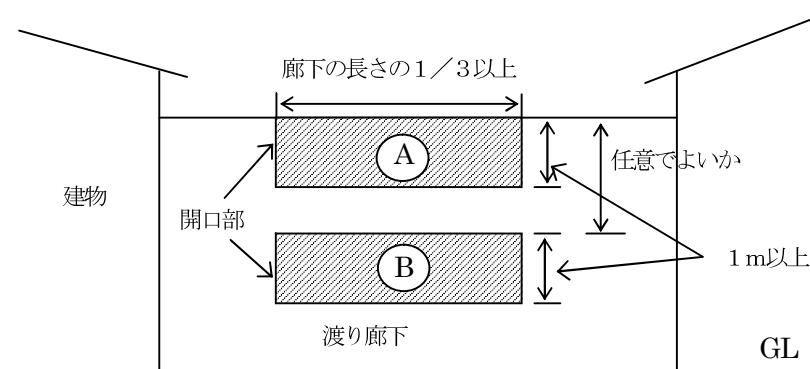
(2) 通達中、第2、1、(3)、アのそれぞれ3m以内の距離にある部分とは、下図ア、イ、ウの場合の部分と解してよいか



(3) 通達中、第2、1、(3)、イのただし書きの面積4m²以内の開口部とは、通達中、第2、1、(3)、アの（　）書きの部分にある開口部の合計が4m²以内と解してよいか。

例えば、前記問3、(2)、ウの場合であれば、1F、2F、3Fの [shaded area] の部分内の開口部の合計が4m²以内と解してよいか。

(4) 通達中、第2、1、(3)、ウ、(イ)、C、a中高さ1m以上のものとは、下図Ⓐのように渡り廊下の天井（天井のない場合は屋根）と外壁の接合部分より下方に1m以上と思われるが、あるいはⒷのように開口部の位置は任意で高さを1m以上、取ればよいのか。

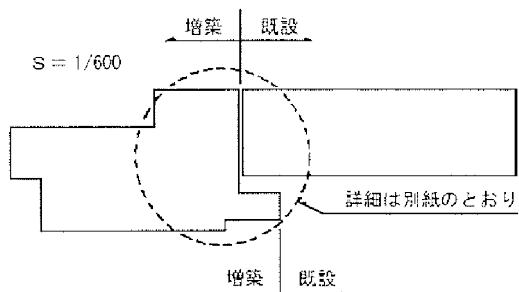


(5) 通達中、第2、1の本文等でいう渡り廊下とは、本来、建築物と建築物との間に渡り廊下を構築し接続する場合の渡り廊下をさすと思われるが、下図及び別紙のように、片方の建築物（増築側）の一部を耐火構造の壁等で区画し、廊下として使用する場合、この部分を通達中、第2、1でいう渡り廊下とみなしてよいか。

この部分を渡り廊下としてみなしてよいとすれば、通達中第2、1、(3)、アの接続される建築物の外壁及び屋根と渡り廊下の接続部分とは、別紙のⒶⒷⒸⒹⒺのどの部分をいうのか。

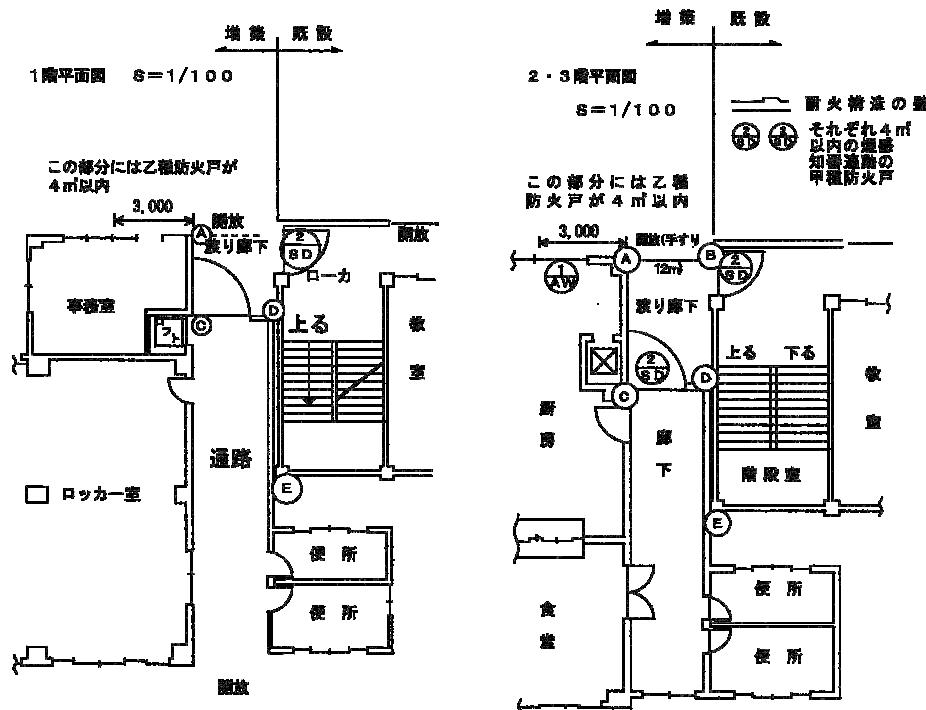
また、設問の渡り廊下の開放部分（スラブ部分まで垂れ壁等はなし）は、通達中、第2、1、(3)、ウ、(イ)、C、aでいう、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部に該当するか。

配置図



構造等

	増築部分	既設部分
構 造	R・C造 3階建	R・C造 3階建
1階床面積	360.64m ²	423.00m ²
合 計	1,262.88m ²	1,269.00m ²



答3 (1) ア及びイ (ア) お見込みのとおり。

ウ (ウ) お見込みのとおり。

エ (イ) お見込みのとおり。

オ (ウ) お見込みのとおり。

(2) ア お見込みのとおり。

イ及びウ 斜線部分の他、1階にあっては2階の、2階にあっては1階の渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の渡り廊下の接続部分の開口部も含まれる。

(3) 前段お見込みのとおり。

後段各階毎に判定するものと解する。

(4) 必ずしも設問Ⓐのように設ける必要はなく、排煙上有効な位置であればよい。

なお、建築物の渡り廊下への出入口上部に排煙たれ壁に相当する部分がない場合は、設問Ⓐの部分、当該壁がある場合は、当該壁が排煙上効果的となる位置に排煙口を設けられたい。

(5) 設問の場合、渡り廊下とは認められない。

● 消防用設備等の設置単位について

このことについて、別図のとおりA棟とB棟を幅員75cm、長さ60cmの渡り廊下で接続し、渡り廊下は昭和50年3月5日付消防安第26号第2ただし書きに適合させ、消防用設備等の設置についてつぎのとおり疑義が生じましたのでご教示願います。

1 別図に示すA棟とB棟は別棟として取り扱うことができるか。

2 別棟として取り扱うことができない場合、別棟となるための渡り廊下の最低の長さはどの程度か。

消防用設備等の設置単位について (回答) 平成2年8月31日2消第689号

平成2年8月11日付消予第159号をもって貴局より照会のあった標記の件について、消防庁より下記のとおり回答がありましたので通知します。

記

質疑1について

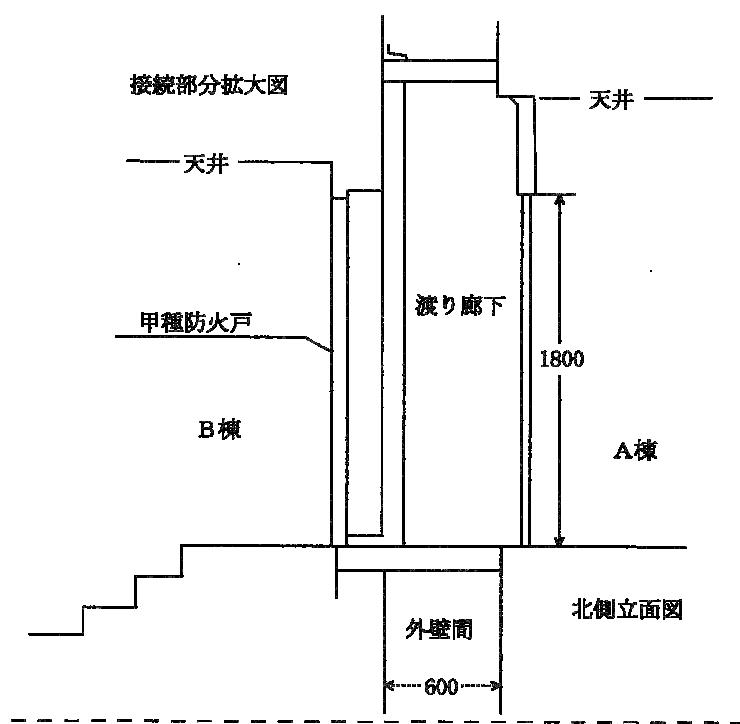
別棟扱いとするのは、好ましくないが、基本的には別棟として取り扱ってよろしい。

質疑2について

1により承知されたい。

なお、災害弱者を収容する施設であるため、設備の充実を図るよう指導されたいとの意向が示されているので、付言しておく。

別図 1



別図 2

